

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第35号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第1条 静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例(平成4年静岡県条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項の規定による分担金及び同条第6項の規定による負担金並びに法第91条の2第1項の規定による特別徴収金の徴収に関し、法令に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金等の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により県が行う同項第2号の事業及び法第91条第5項に規定する県営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。)を施行する場合には、その施行に係る各年度においてその施行に要する費用の一部につき、県営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものその他規則で定めるものから分担金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項の規定による分担金及び同条第6項の規定による負担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金の徴収に関し、法令に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金等の徴収)</p> <p>第2条 県は、県営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により県が行う同項第1号の事業、<u>法第87条の3第1項の規定により行う事業</u>(以下「<u>機構関連事業</u>」という。))及び法第91条第5項に規定する県営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。)を施行する場合には、その施行に係る各年度においてその施行に要する費用の一部につき、県営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものその他規則で定めるものから分担金を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項に</u></p>

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の特別徴収金の額は、当該県営土地改良事業に要した費用のうち国から交付を受けた補助金の額に県の負担した額を加えて得た額（事務費に係るものを除く。）をその徴収に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額（農地の農地以外への転用に伴い遊休化する当該県営土地改良事業により生じた土地改良施設を目的外用途に活用することにより県に収入があるときは、当該割り振って得られる額から当該収入額のうちその転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

4 知事は、目的外用途に供する土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他特に徴収の必要がないものとして承認したときは、第1項の特別徴収金を免除する。

において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日から規則で定める日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 前2項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

（特別徴収金の額）

第7条 前条第1項の特別徴収金の額は、当該県営土地改良事業に要した費用のうち国から交付を受けた補助金の額に県の負担した額を加えて得た額（事務費に係るものを除く。）をその徴収に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額（農地の農地以外への転用に伴い遊休化する当該県営土地改良事業により生じた土地改良施設を目的外用途に活用することにより県に収入があるときは、当該割り振って得られる額から当該収入額のうちその転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

(特別徴収金等の徴収方法)

第7条 前条第1項の特別徴収金 (同条第2項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭を含む。以下「特別徴収金等」という。)は、所有権の移転等をし、又は自ら目的外用途に供した日の属する年度から翌年度までの間に、その全額を徴収する。

2 前条第2項の特別徴収金の額は、第1号に定めるところにより算定される額から第2号に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額とする。

(1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(2) 当該機構関連事業につき法第91条第6項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

3 知事は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める特別徴収金を免除する。

(1) 目的外用途に供する土地の面積が規則で定める面積を超えない場合 前条第1項の特別徴収金

(2) 災害その他特別の理由により徴収の必要がないものとして知事が承認した場合 前条第1項及び第2項の特別徴収金

(特別徴収金等の徴収方法)

第8条 第6条第1項の特別徴収金 (同条第3項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭を含む。次条において「第1項特別徴収金等」という。)は、所有権の移転等をし、又は自ら目的外用途に供した日の属する年度から翌年度までの間に、その全額を徴収する。

2 第6条第2項の特別徴収金 (同条第3項において準用する第2条第2項の規定により徴収する金銭を含む。この項及び次条において「第2項特別徴収金等」という。)は、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当した日 (この条において「該当日」という。)が当該第2項特

<p>(特別徴収金等の徴収猶予)</p> <p>第8条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>特別徴収金等</u>の徴収を猶予することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 法附則第2項の規定により国から貸付けを受けて県営土地改良事業を行う場合における第3条第1項及び第2項並びに<u>第6条第3項</u>の規定の適用については、第3条第1項及び第2項並びに<u>第6条第3項</u>中「交付を受けた補助金」とあるのは「交付を受けた補助金(法附則第2項の規定により貸付けを受けた貸付金を含む。)」とする。</p>	<p><u>別徴収金等に係る機構関連事業の工事に関する法第113条の3第3項に規定する公告の日(当該公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)(この項において「公告日」という。)</u>より前の場合にあつては規則で定める日の属する年度の翌年度までの間に、<u>該当日が公告日以後の場合にあつては該当日の属する年度から翌年度までの間に、その全額を徴収する。</u></p> <p>(特別徴収金等の徴収猶予)</p> <p>第9条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>第1項特別徴収金等及び第2項特別徴収金等</u>の徴収を猶予することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 法附則第2項の規定により国から貸付けを受けて県営土地改良事業を行う場合における第3条第1項及び第2項並びに<u>第7条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項及び第2項並びに<u>第7条第1項</u>中「交付を受けた補助金」とあるのは「交付を受けた補助金(法附則第2項の規定により貸付けを受けた貸付金を含む。)」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第2条 静岡県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和44年静岡県条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、法第90条第1項の規定により国営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により国が行う<u>同項第2号</u>の事業及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。)に要する費用の一部を負</p>	<p>(負担金の徴収)</p> <p>第2条 県は、法第90条第1項の規定により国営土地改良事業(法第87条の2第1項の規定により国が行う<u>同項第1号</u>の事業及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下同じ。)に要する費用の一部を負</p>

担するときは、国営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものからその負担金の一部を徴収する。

2～4 (略)

(負担金等の徴収方法)

第4条 (略)

2 前項の元利均等年賦支払の方法による支払期間(据置期間を含む)は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度)の翌年度から起算して、令第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年、その他の国営土地改良事業に係るものにあつては17年とし、据置期間は、同項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の国営土地改良事業にあつては2年とする。

3 (略)

担するときは、国営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものからその負担金の一部を徴収する。

2～4 (略)

(負担金等の徴収方法)

第4条 (略)

2 前項の元利均等年賦支払の方法による支払期間(据置期間を含む)は、当該国営土地改良事業が完了した年度(当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度から起算して、令第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年、その他の国営土地改良事業に係るものにあつては17年とし、据置期間は、同項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の国営土地改良事業にあつては2年とする。

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。